

「健診受診の可否及び継続性に関する要因分析と効果的な勧奨方法の検討  
(第3報・最終)」

奈良支部 企画総務グループ グループ長補佐 伊藤 文恵、主任 山口 峻輔  
保健グループ グループ長 郡谷 修、保健専門職 加藤 暁、  
主任 本多 和稔

奈良県立医科大学 県民健康増進支援センター 特任教授 富岡 公子

---

概要

【目的】

当支部では、がんの早期発見につながる生活習慣病予防健診受診率の低迷が大きな課題であり、生活習慣病予防健診受診の可否や継続性に関する要因分析を行った第1報、未受診理由を把握し効果的な勧奨方法の検討を行った第2報に引き続き、生活習慣病予防健診の勧奨通知を送付した対象者のうち、2021年度の生活習慣病予防健診の受診状況を分析したものを第3報(最終)として報告する。

【方法】

2018～2020年度に3年継続当支部加入の県内在住者で、「2020年度生活習慣病予防健診未受診かつ事業者健診結果未提出」の被保険者32,462人に対し、生活習慣病予防健診受診勧奨及びアンケートを一体にした2種類のDMを2021年7月に自宅へ送付。DM①は健診が義務であることを強く押し出し、DM②は生活習慣病予防健診の説明に重きを置いた。DM①は小規模事業所に限定し、DM②は事業所規模に関わらず送付。DM種類別(小規模事業所のみでDM①vs②)、事業所規模別、性別、年齢別、二次医療圏別、業態別、3年間の生活習慣病予防健診受診回数別に、2021年度生活習慣病予防健診受診の有無との関連をカイ二乗検定で検証し、有意差がみられた場合は残差分析を行った。

【結果】

DM①と②で2021年度生活習慣病予防健診の受診割合に有意差はなかった。過去3年間に1～2回受診者は0回より2021年度の受診割合が有意に高かった。500人以上の大規模事業所は500人未満より受診割合が有意に低かった。

【考察】

健診受診の義務を知らない層に対して、どのような通知内容(DM)が行動変容につながるのかについては今後の検討課題となったが、不定期に生活習慣病予防健診を受けている人にとっては通知が動機付けとなり、受診につながりやすい可能性が示唆された。大規模事業所ほど事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えには消極的である傾向は第2報と同様であった。「運輸業・郵送業」「医療・福祉・公務等」「建設業」の業態や、被保険者数が多い事業所を優先にするなどターゲット層を明確にし、がん検診による早期発見が命を救う事になることを強く打ち出しながら、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推奨を事業主に行っていくことが効果的と考えられた。

---

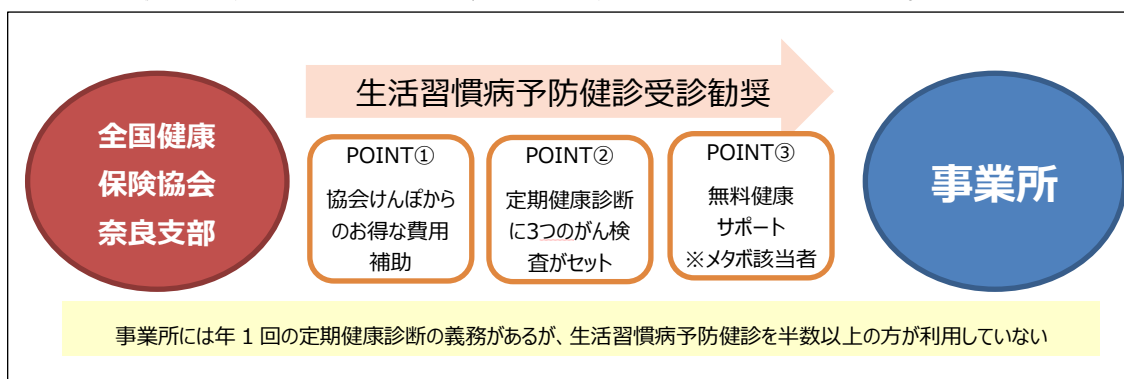
【目的】

全国健康保険協会では 35～74 歳の被保険者を対象に、特定健康診査及び事業所で実施される定期健康診断（以下「事業者健診」）の検査項目に 3 つのがん（肺・胃・大腸）検診等をセットにした、生活習慣病予防健診への費用補助及び受診勧奨を実施している。

奈良支部では生活習慣病予防健診受診率の低迷が大きな課題であり、2021 年度では 48.9%と 47 支部中 43 位（全国平均 53.6%）で、毎年微増しているものの、全国平均を下回ったまま推移している。（令和 3 年度事業報告書より）

事業所で実施される事業者健診の結果データ取得数を加えると受診率は 60.7%となるが、がんの早期発見が可能な生活習慣病予防健診の受診を一層推進していくことが、加入者の健康を守る保険者としての大きな責務である。

このような現状の中、生活習慣病予防健診の未受診理由は、業種や事業所規模ごとに違うのではないかと推測し、それを検証するため、生活習慣病予防健診受診の可否や継続性に関する要因分析を行った第 1 報、健診の未受診理由を把握し効果的な勧奨方法の検討を行った第 2 報に引き続き、生活習慣病予防健診の勧奨通知を送付した対象者について、2021 年度生活習慣病予防健診の受診状況を分析したものを第 3 報（最終）として報告する。



＜参考：第 1 報における考察＞（令和 3 年度調査研究報告書に収録）

二次医療圏では、男性は（都市部の）奈良地区から離れるほど未受診者が多くなっており、女性は南和地区のみ未受診者が多かった。居住地区内の生習病健診実施機関数や受入れ人数、受診手段の選択肢等の社会・環境要因の影響を大きく受けていると考えられた。

業態では、（3 年間の）受診回数 0 回及び 1～2 回共に「公務」「教育・学習支援業」「飲食業・宿泊業」が男女ともに上位を占め、業態により生習病健診を受けやすい・受けにくい・継続受診しやすい・しにくい要因があると考えられる。

事業所規模では、規模が小さくなるほど未受診者や継続した生習病健診の習慣が無い者が多くなる傾向が男女ともにみられ、小規模事業所において健診受診が徹底されていない可能性が示唆された。

<参考：第2報における考察>（令和4年度調査研究報告書に収録）

大規模事業所では、事業者健診受診者が9割を超えており、生習病健診への切替には「特別休暇扱いに」や「職場が切替えてくれれば」との要望が多く、事業主の理解が必要かつ効果的である。

小規模事業所では、事業者健診の受診率が高い運送業等の特定の業務従事者に向けて、生習病健診への切替えと共に、事業者健診の結果提出を強く求めることが効果的であると考えられる。

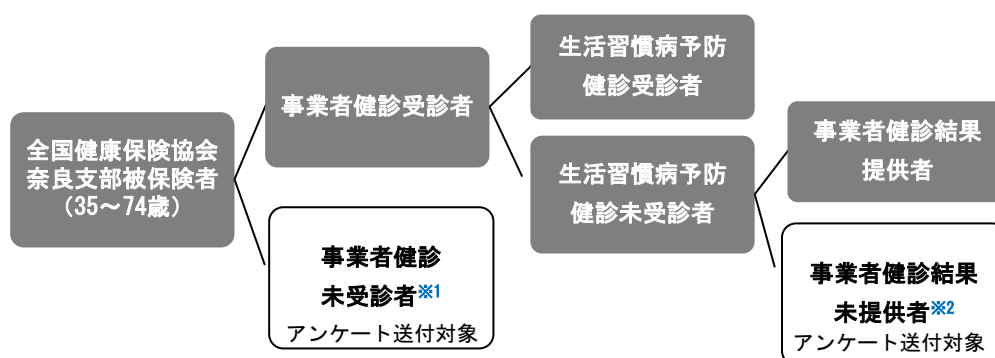
受診率の低い「卸売・小売業」や、受診義務を知らない人が多い「0回受診者」には、事業主・被保険者両方に向けて、まずは健診義務があることを伝えていく必要性が高い。

### 【方法】

生活習慣病予防健診の受診勧奨及びアンケートを一体にしたDM勧奨を2021年7月に実施。

DMは2種類作成し、一方（DM①（図1））では健診が義務であることを強く押し出し、他方（DM②（図2））では生活習慣病予防健診の説明に重きを置く内容とした。DM①は小規模事業所（49人以下）に限定し、DM②は事業所規模に関わらず送付した。小規模事業所にはDM①とDM②をランダムに割り付けた。

アンケート送付対象者条件：(a)かつ(b)、又は、(a)かつ(c)  
2018～2020年度に奈良支部加入者かつ奈良県在住者…(a)  
2020年度事業者健診未受診者…(b)  
2020年度生習病健診未受診者かつ事業者健診結果未提供者…(c)  
アンケート送付数：32,462件  
DM①小規模事業所に送付11,369件  
DM②小規模事業所に送付11,371件、大規模事業所9,722件へ送付



※1 定期健康診断（事業者健診）を受診することは法律で義務付けられています。

※2 事業者健診結果を医療保険者へ提供することは法律で義務付けられています。

<図1 DM①：A4 圧着はがき 1・2 ページ目>

協会けんぽ奈良支部にご加入の被保険者様へ



## 知っていますか？ 健康診断を受ける義務

全国健康保険協会（協会けんぽ）奈良支部 保健グループ  
 〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階

### 健康診断を、実施する義務と、受ける義務。

労働安全衛生法第66条（抜粋）

「事業者は、労働者に対し、医師等による健康診断を行わなければならない」  
また、「労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない」  
このように、働く皆様の健康診断は法律で決まっています。

**健康診断の結果は、働くあなたのために使われます**

職場環境や  
負担の調整

産業医への  
相談

メタボ解消への  
保健指導

**協会けんぽのお得な健診を受けよう!**

協会けんぽの**生活習慣病予防健診**は、労働安全衛生法で定められた健診を受ける代わりになるだけでなく、**胃がん・肺がん・大腸がん検診**も受けられて、**自己負担額最高7,169円**の大変お得な健診です。

協会けんぽからの費用補助  
最高11,696円

自己負担額  
最高7,169円

元の健診費用の  
**半額以下**  
で受けられる!

健診費用 最高18,865円

奈良県内では、**35**か所の健診機関で受診できます。  
※協会けんぽと契約している健診機関で、全国どこでも受診できます。

詳しくは  
**お近くの健診機関をチェック!**



<図2 DM②：A4 圧着はがき 1・2 ページ目>

協会けんぽご加入の被保険者（ご本人）さまへ

## 健康診断に関するご案内とアンケートのお願い

### 生活習慣病予防健診について

1 生活習慣病予防健診とは？

協会けんぽの健康保険にご加入の**35～75歳（昭和21年4月2日～昭和62年4月1日生まれ）の被保険者（ご本人）さまを対象とした生活習慣病の予防を目的にがん検診・血液検査等がセットになった健診です。**

【事業所の健診事務担当者様、必見】  
労働安全衛生法で定められた、一般健診に必要な検査項目をすべて含んでいますので、事業所の定期健診の代わりとしても受診いただけます。  
⑤健診の検査内容は？の検査項目をあわせてご覧ください。

健康診断 本人、健康保険者  
〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階

全国健康保険協会（協会けんぽ）奈良支部 保健グループ  
 〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階

生活習慣病予防健診についてのアンケートの回答をお願いします。

協会けんぽでは、健康保険に加入されている被保険者（ご本人）様を対象とした健康診断（生活習慣病予防健診）を全国で実施しています。

協会けんぽ奈良支部でも、加入していただいている方の健康状態の確認や、生活習慣病の早期発見を目的に、年一回の生活習慣病予防健診受診を推進しています。

しかし、奈良支部では、加入していただいている方のうち、受診していただいているのは約**47%**で、全国でなんと**46番**です。ちなみに、全国で1番受診率の高いのは山形県で、約**75%**の方が受診しています。

	山形県(全国1位)	奈良県(全国46位)
未受診者	25%	53%
受診者	75%	47%

皆様にとって受診しやすく、受診したくなる生活習慣病予防健診の推進のため、右のアンケートをご回答のうえハガキを投函していただけますよう、ご協力お願いします。

2 健診費用は？ 最高 7,169円です。

年度内に1回に限り、対象者の方へは協会けんぽから**11,696円**の健診費用補助があります。

協会けんぽからの費用補助により、**胃がん・肺がん・大腸がん検診**を含む一般健診**18,865円**の健診を、**自己負担額最高7,169円**で受けられる大変お得な健診です。

協会けんぽからの費用補助  
最高11,696円

自己負担額  
最高7,169円

補助を利用して、  
お近くの健診を受け  
ないで、損ですよ

健診費用 最高18,865円

3 申し込み方法は？

健康保険証を準備して希望の健診機関に「協会けんぽの生活習慣病予防健診受診希望」と伝えて予約するだけ。

DM 種類別、事業所規模別、性別、年齢別、二次医療圏別、業態（10 区分）別、3 年間の生活習慣病予防健診受診回数（0 回または 1～2 回）別に、2021 年度生活習慣病予防健診受診の有無との関連をカイ二乗検定で検証し、有意差がみられた場合は残差分析を行った。解析は SPSS. ver24 を使用し有意水準は 0.05 未満とした。

なお、事業所業態分類票における 42 業種では調査結果が細分化されるため、表 1 の通り 10 業態に再区分した。

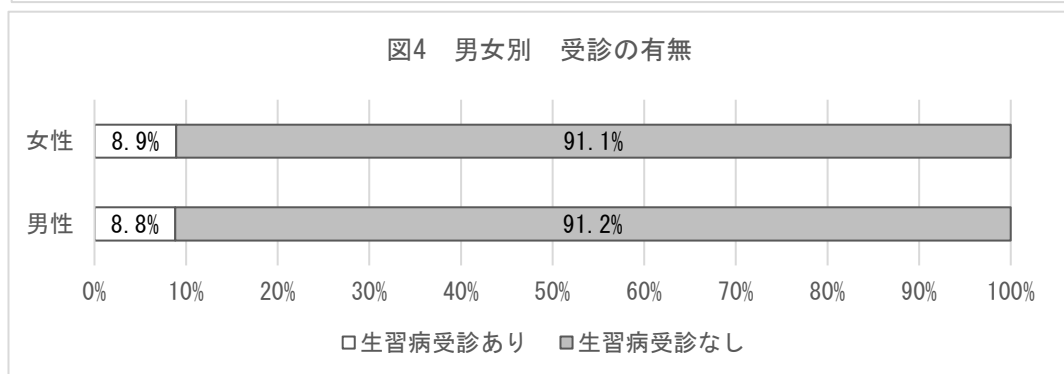
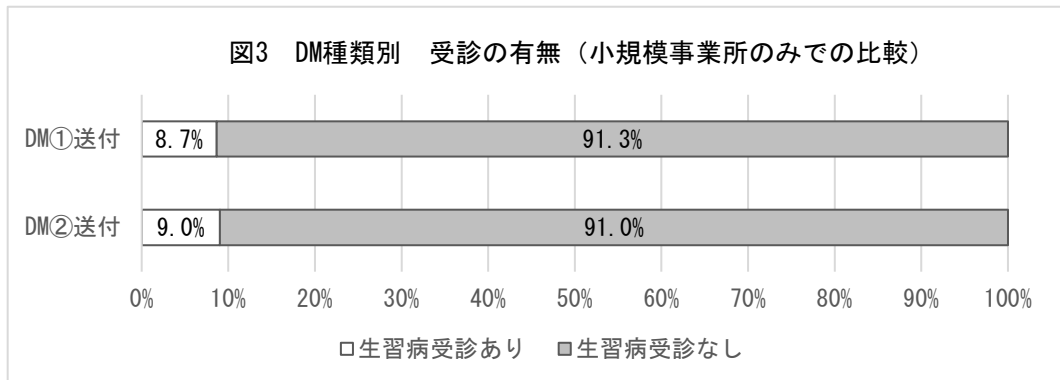
<表 1 業態の再区分>

業態区分	業態42区分名称	業態10区分	
1	農林水産業	農林水産業・鉱業・採石業・砂利採取業	
2	鉱業・採石業・砂利採取業		
3	総合工事業	建設業	
4	職別工事業		
5	設備工事業		
6	食料品・たばこ製造業	製造業	
7	繊維製品製造業		
8	木製品・家具等製造業		
9	紙製品製造業		
10	印刷・同関連業		
11	化学工業・同類似業		
12	金属工業		
13	機械器具製造業		
14	その他の製造業		
15	電気・ガス・熱供給・水道業		電気・ガス・熱供給・水道業・情報通信業
16	情報通信業		
17	道路貨物運送業	運輸業・郵便業	
18	その他の運輸業		
19	卸売業	卸売・小売業	
20	飲食料品以外の小売業		
21	飲食料品小売業		
22	無店舗小売業		
23	金融・保険業	金融業・保険業・不動産業・物品賃貸業	
24	不動産業		
25	物品賃貸業		
26	学術研究機関	学術研究・専門技術サービス業・教育・学習支援業・医療・福祉・公務	
27	専門・技術サービス業		
28	飲食店	飲食店・宿泊業	
29	宿泊業		
30	対個人サービス業	生活関連サービス業・娯楽業・複合サービス事業・サービス業	
31	娯楽業		
32	教育・学習支援業		
33	医療業・保健衛生		
34	社会保険・社会福祉・介護事業	学術研究・専門技術サービス業・教育・学習支援業・医療・福祉・公務	
35	複合サービス業		
36	職業紹介・労働者派遣業	生活関連サービス業・娯楽業・複合サービス事業・サービス業	
37	その他の対事業所サービス業		
38	修理業		
39	廃棄物処理業		
40	政治・経済・文化団体		
41	その他のサービス業		
42	公務		学術研究・専門技術サービス業・教育・学習支援業・医療・福祉・公務

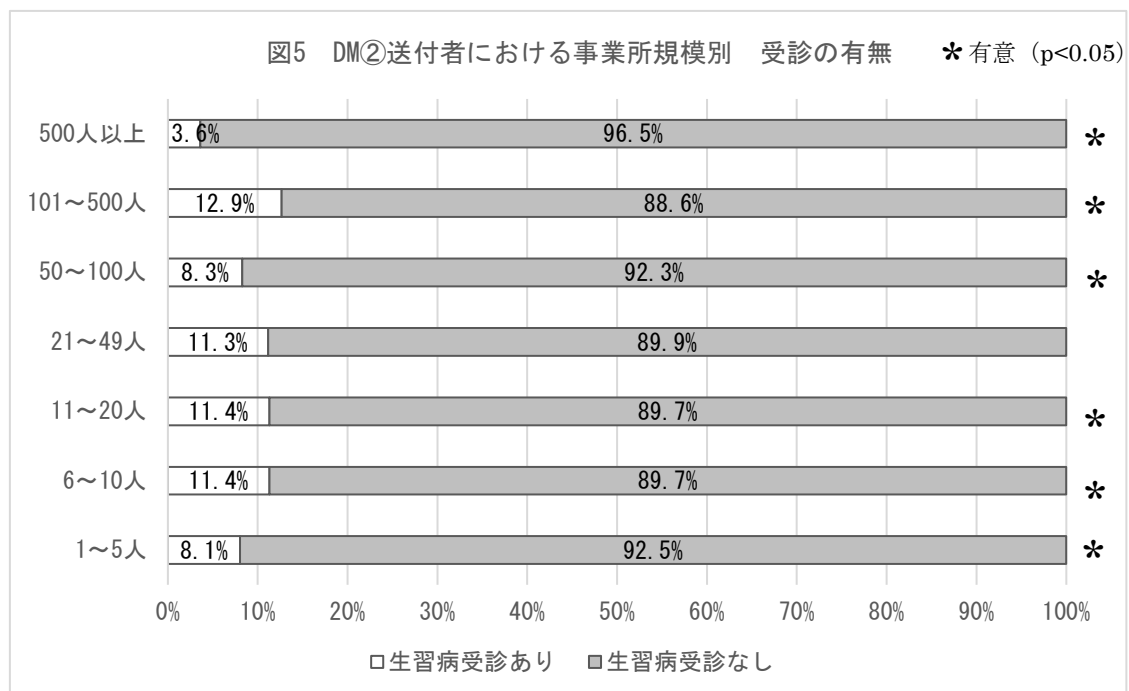


【結果】

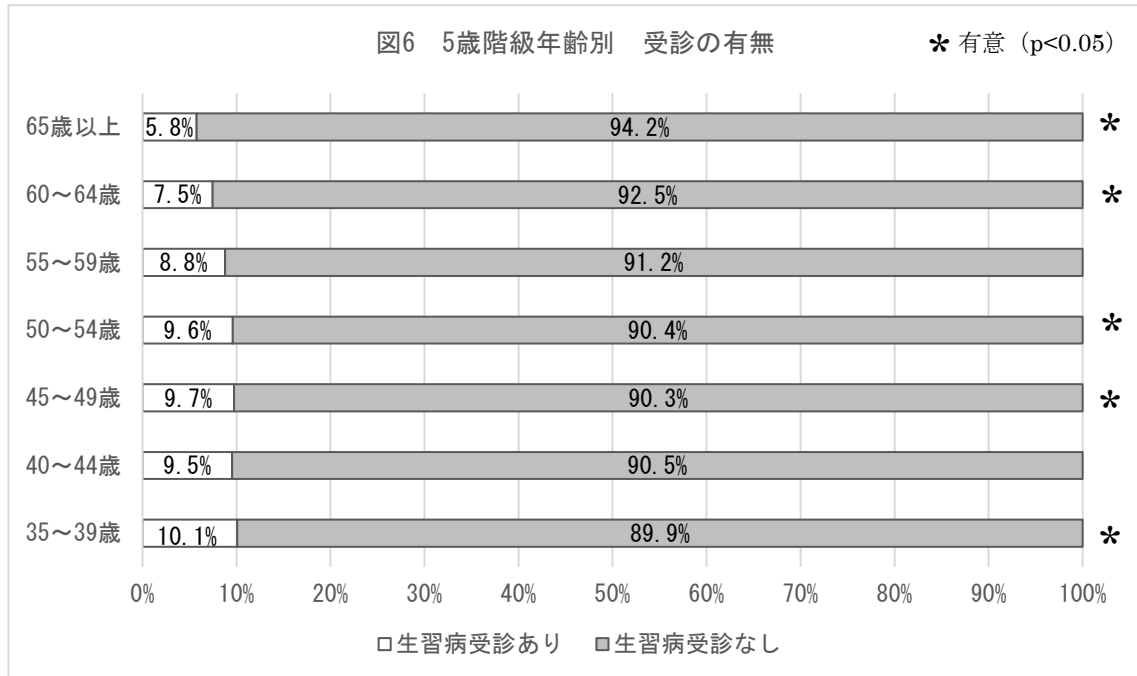
DM 種類別（小規模事業所のみでの比較）、男女別の生活習慣病予防健診受診有無割合では有意差がなかった（図 3、4）



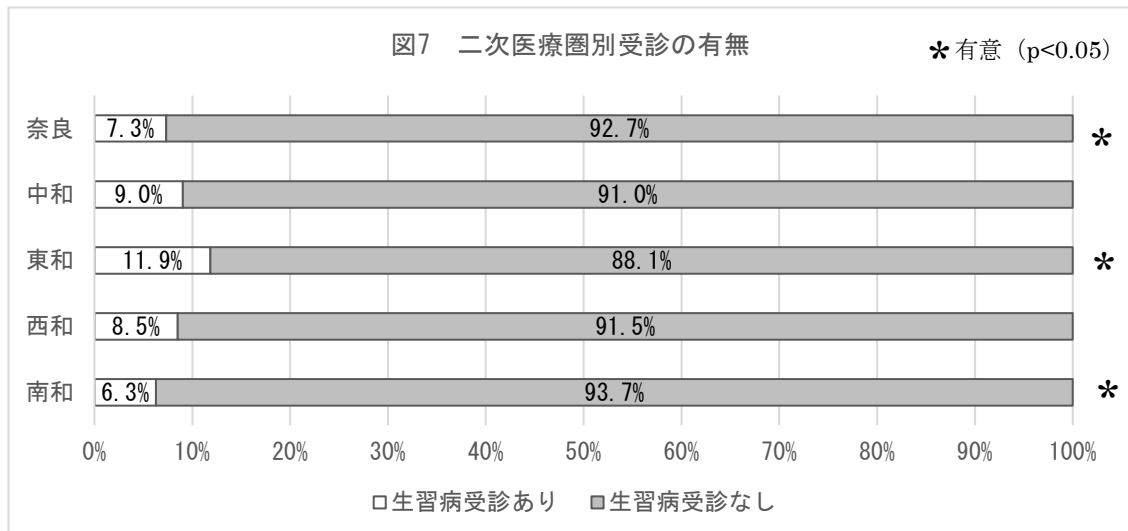
事業所規模別の生活習慣病予防健診受診の有無割合では、21人～49人規模以外は有意差があり、1～500人未満では受診あり割合に大きな差はなかったが、500人以上の大規模事業所のみ受診あり割合が低い結果となった（図 5）。



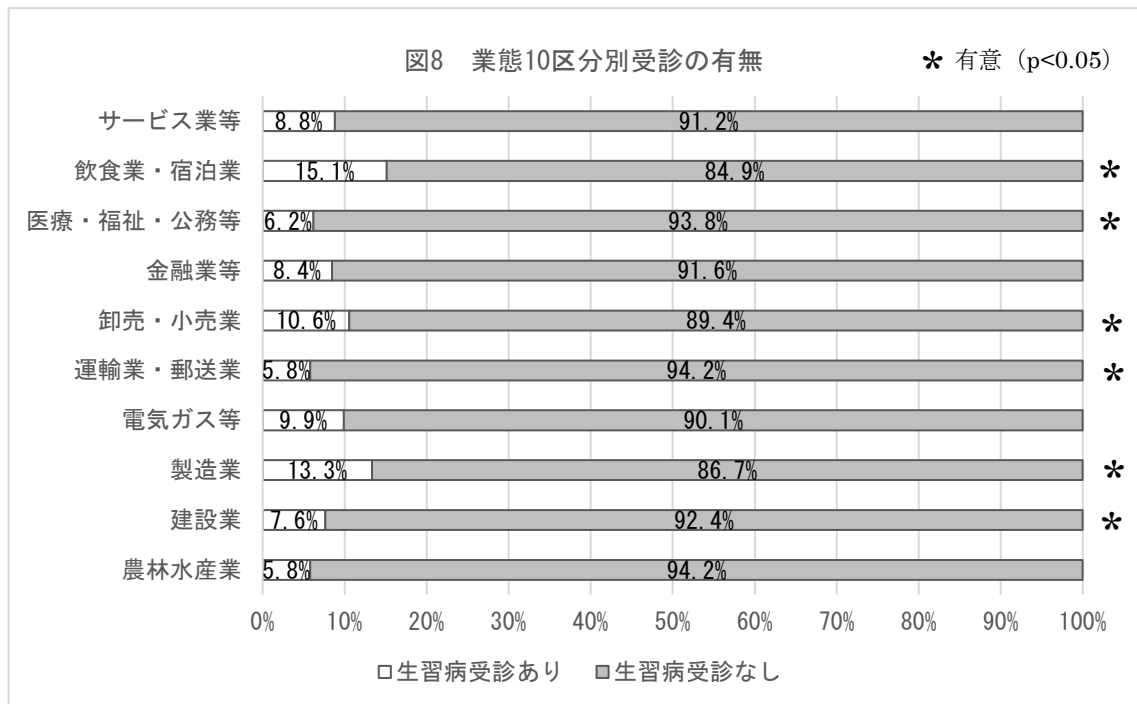
5歳階級年齢別の生活習慣病予防健診受診の有無割合では、40～44歳・55～59歳以外の年齢階級で有意差があり、年齢が高くなるとともに受診あり割合が低くなる傾向となった（図6）。



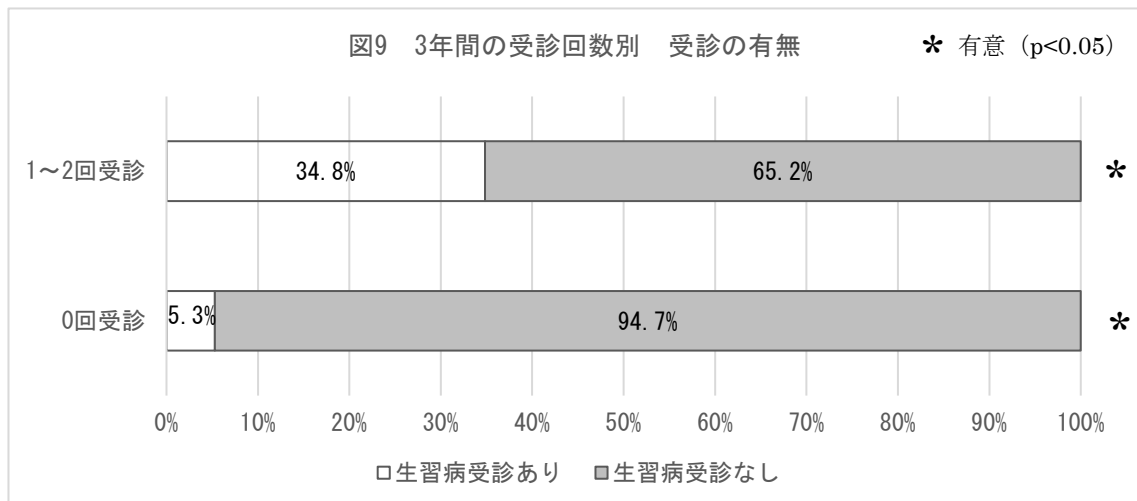
二次医療圏別の生活習慣病予防健診受診の有無割合では、奈良・東和・南和地区で有意差があった（図7）。



業態（10区分）別の生活習慣病予防健診受診の有無割合では、「建設業」「製造業」「運輸業・郵送業」「卸売・小売業」「医療・福祉・公務等」「飲食業・宿泊業」で有意差があった（図8）。



3年間の生活習慣病予防健診受診回数別の生活習慣病予防健診受診の有無割合では、0回受診・1～2回受診ともに有意差があった（図9）。



### 【考察】

500人以上の大規模事業所のみ受診あり割合が低い結果となったことには500人以上の大規模事業所だけが持つ阻害要因が存在することが考えられ、第2報の結果からも、事業所の方針として「事業者健診から生習病健診には切り替えない」といった、本人の意志では変更できない事であると推察された。

年齢が高くなるとともに受診あり割合が低くなる傾向となったことは、若い



方には DM が手元に届いた際に目を通す人が多いのか、または「生活習慣病予防健診の方がお得！」と理解し納得してくれる人が多いのか、高齢になるにつれて治療を受けているため「健診は不要」と考える人が多いのか等、推察の域は出ないが、若年層の方が DM などの個別通知の効果が出やすいのではと考えられた。

二次医療圏別の傾向は、生活習慣病予防健診委託機関数の分布（2021 年度機関数：奈良 7、中和 12、東和 5、西和 7、南和 2）も合わせて考える必要があるが、機関数が他地区に比べ少なめで山間も多い東和地区が最も受診あり割合が高い結果となった理由は推察しがたい。

業態別の傾向は、「飲食業・宿泊業」「製造業」には、DM などの個別通知の効果が出やすいと推察された一方、「運輸業・郵送業」「医療・福祉・公務等」「建設業」には効果が出にくいと推察されたため、別の方策としてバス協会・病院協会等、団体への効果的な働きかけを検討していく必要があると考えられた（第 2 報からは健診後業務に戻る体制の職場では、胃透視検査が阻害要因の一つではないかと示唆されている。がん検診受診の重要性を事業主に理解してもらう必要がある）。

不定期（3 年間に 1～2 回）受診者には今回のような DM 個別通知の効果が多少なりとも出ていると考えられた。「なんとなく、検査項目が多い健診は数年ごとにしようかな」と考えている層に対しては、健診受診へのきっかけづくり（ナッジ）を与えたり、「がん検診も一緒に毎年受けて、早期発見を」と強調することが受診の後押しになると推察された。

DM は 2 種類作成したが、2021 年度生活習慣病予防健診受診の有無割合に有意差がなく、健診受診の義務を知らない層に対して、どのような通知内容が行動変容につながるのかについては今後の検討課題となったが、不定期に生活習慣病予防健診を受けている人にとっては通知が動機付けとなり、受診につながりやすい可能性が示唆された。

第 2 報では大規模事業所ほど事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えには消極的であることを報告したが、今回も 500 人以上の大規模事業所が生活習慣病予防健診へ切り替えてもらえていない結果であった。

「運輸業・郵送業」「医療・福祉・公務等」「建設業」の業態や、被保険者数が多い事業所を優先にするなどターゲット層を明確にし、がん検診受診による早期発見が命を救う事になることを強く打ち出しながら、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推奨を事業主に行っていくことが効果的と考えられた。

## 【備考】

第 96 回日本産業衛生学会にてオンデマンド発表